

別紙

答 申 書

第1 審議会の結論

草津市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して令和元年1月2日付け草交第2274号で、草津市情報公開条例（平成16年草津市条例第21号。以下「条例」という。）第7条第1号および第2号に該当することを理由として一部を非公開とした実施機関の決定処分は、妥当であると判断する。

第2 審査請求に至る経過

1 市政情報の公開請求

令和元年1月19日、本件の審査請求人は、条例第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、対象となる市政情報の公開を請求した。

2 実施機関の一部公開決定

令和元年1月2日、実施機関は、情報公開請求のあった内容のうち、旅客の名簿（自家用有償旅客運送者の名称、旅客の氏名、住所、入会年月日、備考）、身体状況等、態様ごとの会員数（自家用有償旅客運送者の名称、会員の人数の内訳）が記載された部分について条例第7条第1号（個人に関する情報）および第2号（法人等に関する情報）に該当するとして非公開とする処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年1月23日、審査請求人は本件処分に不服があるとして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

黒塗りの開示の撤回、および個人情報以外の開示を求める。

公開のほとんど全てが黒塗りであり交通政策課の言う個人情報の特定保護と言うが個人情報に当たらない身体状況等、様態ごとの会員数の中の区分人数等まで黒塗りであることに同決定通知書教示に従い異議申し立てを行い再度細心開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書および再反論書に記載し、ならびに口頭で意見陳述した審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) サービス利用者は、数万人居られる事や草津市だけで7,111人の利用可能者がおられる状況で利用者の特定及び個人情報の保護法の適用には当たらないと考える。
- (2) 障害等級を公開したとしても、有償旅客運送という制度は、滋賀県内に限らず、草津市が発地点で草津市に戻ってくるなら、利用できる制度であるため、障害等級は市内に住所がある者に限られず、個人情報にあたらぬ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書、再弁明書および理由説明書において主張する内容は、次のように要約される。

- 1 情報公開請求のあった「身体状況等、態様ごとの会員数」について非公開とした情報は、条例第7条第1号に規定する「草津市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」または条例第7条第2号アに規定する「公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものである。
- 2 個人情報とは、氏名、住所、生年月日はもとより、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、病歴、家族構成、職歴、資格、学歴、成績、所属団体、財産、所得その他個人に関するすべての情報をいう。
- 3 障害等級については、「特定の個人であると明らかに識別できる情報だけでなく、当該情報から直接個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得る情報」であり、また、「自分自身の問題または私生活に関し、他人から見られたり知られることを拒否あるいは公開することを決める権利」である心身に関する情報であるため、個人に関する情報として保護されるべきものである。

したがって、法人の名称や情報公開請求のあった「旅客の名簿」に記載の個人に関する情報と他の情報とを結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得る情報であることから、法的保護に値するもの

である。

- 4 当該情報については、経営上の情報でもあることから、公にすることで他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別されることになれば、自家用有償旅客運送利用者の法人に対する信用や信頼を失うおそれがあり、法人に不利益を与えられることも考えられる。

第5 審議会の経過

審議会は、本諮問事件について、次のように調査審議を行った。

月 日	審 査 の 経 過
令和2年6月10日	実施機関から諮問を受理した。
同年7月28日 (審議会)	本事件が審査請求の形式的要件を満たしていることを確認した。
同年8月17日	処分庁から理由説明書の提出を受けた。
同年11月17日 (審議会)	審査請求人による意見陳述のほか、諮問案件の内容を審議した。
令和3年2月9日 (審議会)	答申案について審議した。
同年2月25日 (審議会)	答申案について審議した。

第6 審議会の判断およびその理由

1 自家用有償旅客運送について

自家用有償旅客運送とは、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、NPOや公益法人等の非営利事業者が、障害者や介護を必要とする高齢者などの移動制約者を対象に、自家用自動車を使用して、通院・通所・買物などのために有償にて会員制個別輸送サービスを行う制度のことである。

自家用有償旅客運送を行う事業者は、法第79条の規定により国土交通大臣の登録を受ける必要があり、当該登録に係る申請は、自家用有償旅客運送を行う地域を所管する運輸支局に対して行うこととなっている。申請

を行うにあたっては、法第79条の4第1項第5号の規定により事前に地域の関係者等で構成される運営協議会の合意が必要となる。

そのため、草津市では、市域における自家用有償旅客運送の必要性、収受する適正な対価、安全運行管理体制などを協議する機関として草津市有償運送運営協議会設置要綱（平成19年草津市告示第268号）に基づき草津市有償運送運営協議会を設置している。

自家用有償旅客運送制度を活用した事業を実施しようとする、NPOや公益法人等の非営利事業者は、運輸支局への登録申請書類を、事前に草津市有償運送運営協議会に提出し、地域の関係者の合意形成を調えた後に、本申請を実施している。

2 本件文書について

本件文書は、法に基づく自家用有償旅客運送を行おうとする事業者が、実施機関が事務局となる草津市有償運送運営協議会に提出した申請書類の一部であり、旅客の名簿については、「自家用有償旅客運送者の名称」、「番号」、「旅客の氏名」、「住所」、「入会年月日」、「運送を必要とする理由」および「備考」が記載され、身体状況等、態様ごとの会員数については、「自家用有償旅客運送者の名称」、および「身体障害者、要支援認定者、要介護認定者、知的障害者、精神障害者およびその他の障害を有する者の種類・程度」の各情報が記載されているものである。

3 条例第7条第1号該当性

実施機関は、条例第7条第1号に該当するとして、本件文書に記録された情報のうち、旅客の氏名、住所、入会年月日、備考、身体障害者および要介護認定者の種類・程度ならびに自家用有償旅客運送者の名称を非公開としているので、以下、本件非公開情報の条例第7条第1号該当性について検討する。

条例第7条第1号は、「草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）第2条第1号に規定する個人情報または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、ただし書に該当する情報を除き、非公開すると定められている。

旅客の氏名、住所、入会年月日および備考については、特定の個人を識別することができる情報、または、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められ、非公開

とすべきである。

身体障害者および要介護認定者の種類・程度毎の人数および自家用有償旅客運送者の名称については、これらを開示すると特定の集団に属することが明らかな情報の公開になり、しかも、身体障害者および要介護認定者の種類・程度に関する情報は当該集団に属する自家用有償旅客運送の利用者の個人の人格に密接に関連する利用者の心身に関する機微情報であって、人に知られたくない度合いが特に強い内面的、身体的な状態を示す性質のものである。また、仮に、自家用有償旅客運送者の名称のみを非公開としたとしても、本件では市内に関係する事業者がごく少数であることから、身体障害者および要介護認定者の種類・程度毎の人数および全体の利用者数や規模と照合することにより事業者名を割り出すことは容易であると考えられる。

また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準（平成13年3月23日国広情第22号国土交通大臣官房長）によると「厳密には特定の個人を識別することができる情報でない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格又は規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認める場合があり得ることに留意する。」とあり、本件では、たとえ自家用有償旅客運送者の名称を非公開にした上で身体障害者および要介護認定者の種類・程度毎の人数のみを公開したとしても、特定の集団に関係する者の情報を公開することと実質異ならないことになり、当該情報はその性質や集団の性格または規模から当該集団に関係する個々人に不利益を及ぼすおそれがある情報といえる。

以上のことから、身体障害者および要介護認定者の種類・程度毎の人数および事業者名は、非公開とすべきである。

4 条例第7条第2号該当性

実施機関は、条例第7条第2号該当性を主張しているが、本件文書の公開の可否については、上記3のとおりであるから、本件文書の条例第7条第2号該当性については、判断しない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。